

四日市市告示第454号

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱（昭和50年四日市市告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 （略） <u>（令和4年度における保証料率の特例）</u> 3. <u>令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に実行される融資における第7条第1項第4号及び第2項第4号に規定する保証料率については、同条第1項第4号中「-0.6%」とあるのは「-0.8%」と、同条第2項第4号中「-0.8%」とあるのは「-1.0%」とする。</u>	附 則 1 及び 2 （略）

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（商工農水部商業労政課）